

意見書（案）

財政構造改革について

平成 22 年 2 月 15 日

とくしま未来創造プラン推進委員会
財政構造改革小委員会

財政構造改革についての意見（案）

1, 「財政構造改革基本方針」策定までの経緯

平成16年度において、国により、唐突かつ一方的に行われた地方交付税の大幅削減は、元来、地方税収入が乏しく、地方交付税に大きく依存している財政構造となっている本県にとって甚大な影響を与えることとなった。

また、平成4年度から平成14年度まで、国の経済対策に呼応し、公共事業を中心とする大規模な経済対策を行った結果、予算規模に倍する県債残高を抱えており、その償還に係る公債費についても年々増大していくような状況にあった。

このような状況により、一般財源の不足を補っていくための財政調整的基金が、平成16年度以降、急速に減少したことから、将来にわたって持続可能な財政運営を実現するため、平成19年10月、「財政構造改革基本方針」を策定した。

平成20年度から平成22年度までの3年間を改革期間とする、この基本方針において、職員給与の臨時的削減にまで踏み込んだ「徹底した行財政改革」を実施することとなったところである。

2, 「財政構造改革基本方針」におけるこれまでの取組

本県は、この基本方針に基づき、様々な「歳入確保対策」や「聖域なき歳出削減」などに取り組むことにより、毎年、200億円を超える収支改善を行っているところである。

特に、公共事業の重点化を図ることにより、県債発行を大幅に抑制してきた結果、公債費においては、平成20年度をピークに減少傾向となるなど、財政構造の改善が見られてきたところである。

本県においても、「地方再生対策費」で32億円、「地域雇用創出推進費」で35億円の地方交付税の増額がなされたが、大幅に削減された地方交付税の復元にはほど遠い状況であり、更なる地方重視の施策が望まれるところである。

一方、平成20年秋、アメリカに端を発した金融危機が、「百年に一度の経済危機」として、本県経済をも直撃している状況であり、平成21年度当初予算の県税収入は、対前年度比で約2割もの減収見込みとなるなど、非常に厳しい状況となっている。

経済危機から早期に脱却し、県税収入の回復をはかることも、県財政健全化にあたり、不可欠な要素となっている。

また、昨年夏の衆議院選挙により、自民党を中心とする政権から民主党を中心とする政権へと政権交代がなされた。マニフェストにおいて「地域主権を確立し、地方の自主財源を大幅に増やす」との記載もあることから、地方重視の施策展開が期待されるところである。

先般発表された平成22年度における地方財政対策は、地方交付税の特別枠として「地域活性化・雇用等臨時特例費」が創設されるなど、地方における厳しい財政状況に一定の配慮をしたものとなっている。

しかしながら、この措置については、平成22年度単年度の措置となっていることから、これを恒久的な措置とすることなど、地方交付税の復元・充実に向け、今後とも国に対してしっかりと要望を行っていくべきである。

4. 財政構造改革に取り組むにあたっての方向性

現行の「財政構造改革基本方針」においては、様々な工夫を凝らしながら、行財政改革と県民サービス水準の維持の両立を目指しており、この方向性については堅持すべきものとする。

こうしたことから、県としても「禁じ手」であると十分認識しつつ、職員の協力を求めながら、臨時的に実施してきたところであり、「財政構造改革期間」が終了する、平成23年度以降における職員給与については、復元することが原則である。

一方、百年に一度の経済危機により、本県の経済・雇用を取り巻く情勢は大変厳しくなっており、県としても経済・雇用対策をはじめとする各種の施策を積極的に展開していくことが求められている状況である。

限られた財源の中で、県民生活をどう守っていくのか、今後とも、非常に難しい舵取りを迫られることとはなるが、最大限の努力をするべきと考える。

5. おわりに

現在、地方財政を取り巻く社会情勢は、大変厳しいものとなっている。そのため、従来型の手法から脱却した、全く新たな発想が求められている状況であり、この難局を乗り切るためには、全庁一丸となり、叡智を結集して、取り組んでいくほかはない。

財政健全化の取組は、県民にとっても職員にとっても、大変厳しいものと想定されるが、ここをしっかりと踏ん張ることにより、徳島県の明るい未来の創造に繋がるような財政構造改革とするべきである。

平成22年2月15日

財政構造改革小委員会

委員長	若山	浩司
委員	阿部	頼孝
委員	井関	佳穂理
委員	加渡	いづみ
委員	森田	陽子